

○越前町指定管理者候補者選定委員会設置要領

平成20年9月25日

告示第22号

(目的)

第1条 この告示は、越前町指定管理者候補者選定委員会要綱(以下「要綱」という。)第8条により越前町指定管理者候補者選定委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(委員会の主な業務)

第2条 委員会は、越前町の公の施設における指定管理者候補者の選定に関し、次の各号の業務を行うものとする。

- (1) 指定管理者候補者募集に関する要項(案)の検討
- (2) 指定管理者候補者募集にかかる申請内容の審査に関する基準(案)の検討
- (3) 指定管理者候補者予定者の選定及び答申

(審査項目)

第3条 前条第2号の規定に掲げる審査に関する基準(案)の検討の視点及び項目は、原則として次の各号とする。

- (1) 施設利用者の視点
 - ア 施設効用の発揮
施設運営の理念及び運営意欲、利用促進に関する事項等
 - イ 平等利用のための体制整備
管理の基準、サービス提供の内容、利用受付体制等
- (2) 施設設置者の視点
 - ア 安定的なサービスの提供
財政基盤、サービス提供体制(職員の配置)、運営実績・ノウハウ、施設設備の保守管理及び衛生環境の確保、危機管理の体制・緊急時の対応、個人情報保護への対応等
 - イ 管理経費の効率化
事業収支計画(納入額も含む。)、管理経費等
- (3) その他の視点
モニタリング手法、情報公開手法、事業所等の所在、特筆すべき事項等

(会議の公開)

第4条 要綱第5条の会議は、原則公開とする。ただし、委員会において非公開の決定がさ

れた事案及び内容については、非公開とすることができる。

(参考人の出席)

第5条 要綱第6条の委員以外の者は、当該申請にかかる公の施設の担当所属の職員とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。